

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

「第1節 児童虐待に対する取組の強化」では、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、市町村や関係機関等と連携し、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援を講じます。

「第2節 社会的な養護の場の充実」では、親の病気や離婚など様々な事情で社会的な養護を必要とする子どもたちが家庭的な雰囲気の中で育ち、自立できるよう、里親制度の普及やファミリーホームの設置を促進する等、家庭的養護の充実を図ります。また、児童養護施設については、支援体制の強化や生活集団の小規模化により、入所している子どもたちの自立促進やケアの質を保つための体制確保に努めます。

「第3節 ひとり親家庭への支援」では、ひとり親家庭の親やその子どもが直面するさまざまな困難に対し、きめ細かな相談援助を行うとともに、就業支援の推進や経済的支援の充実等、ひとり親家庭の自立を支援するための取組を行います。

「第4節 障がい児への支援」では、障がいのある子どもについて、早期発見、早期治療、早期療育等が障がいの予防や軽減につながることから、母子保健施策の充実や、地域における療育を進めます。また、多動や自閉症等の発達障がい児への支援を行うため「発達障がい者支援センター」の機能の充実を図ります。

「第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応」では、いじめ問題の解決や、不登校・ひきこもりなど問題を抱える子どもへの適切な対応を図ります。

◆施策の体系

第1節 児童虐待に対する取組の強化

- (1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応
- (2) 児童相談所の体制強化
- (3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

第2節 社会的な養護の場の充実

- (1) 家庭的養護の推進
- (2) 児童養護施設等における機能強化
- (3) 家庭支援機能等の強化
- (4) 子どもの自立支援の強化
- (5) 施設や里親の下で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止

第3節 ひとり親家庭への支援

- (1) 子育てや生活支援の充実
- (2) 就業支援の推進
- (3) 養育費確保の推進
- (4) 経済的支援の充実

第4節 障がい児への支援

- (1) 早期発見・早期療育の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 発達障がい児への支援
- (5) 特別支援教育の推進

第5節 いじめ・不登校やひきこもりへの対応

- (1) いじめ・不登校への支援
- (2) ひきこもり等への支援

第1節 児童虐待に対する取組の強化

◆ポイント

- ☆ 児童虐待で子どもが傷ついたり、命を落とすことがない社会をつくります。
- ☆ 相談者が地域で気軽に専門的な助言や指導を受けることができるようになります。
- ☆ 子どもの安全を迅速に確保するとともに、家族との適切な関係を築き直すことができます。
- ☆ 相談者からの相談に応じ、関係機関につなぐことで、児童虐待の回避を図ります。

◆トピック

児童虐待は最初の気づきが必要

親子の態度や行動をみて親子関係が「何か変だな」と思っても、それが虐待によることを証拠立てることはなかなかに困難です。親に話しかけても、簡単に否定しますし、「他人は余計な口出しをしないで」、「子どもを叩くのはしつけです」、などなど、喧嘩になってしまいます。

しかし、児童虐待は、周辺から気付いてあげて必要な援助、相談、支援などの手を差し伸べないと急速に進み、特に乳児や幼児のように年齢が小さいと死亡に至ることが少なくありません。

児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。

幼少期に虐待を受けて育つと、虐待が次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが緊急の課題となっています。



言葉にできない子どもの悲鳴を見ない、聞かない、も虐待です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

(2008 虐待防止ポスター 主唱: 内閣府、厚労省)

児童虐待への対応について

保護者のいない子どもや児童虐待等により保護者に任せるのが適当でない子どもについては、児童相談所を中心に、市町村や県の関係機関が連携し、保護やケアを行うこととされています。

市町村では、児童虐待や非行の防止、支援が必要な家庭の見守り等、地域における子育て家庭を総合的に支援する役割を担っています。

県では、専門的な知識や技術が必要とされる困難な事例への対応や、市町村に対する後方支援について重点的に取り組むこととされており、県内に二か所ある児童相談所がこの役割を担っています。特に、大分市内にある中央児童相談所では、家庭と離し、ケアが必要な子ども達を一時的に保護する機能も有しています。

なお、中央児童相談所については、婦人相談所とともにリニューアルされ、平成22年4月に「大分県こども家庭相談支援センター（仮称）」として現在地での開設が予定されています。

一人ひとりの子どもの状況に応じ適切な援助ができよう、環境整備や体制の強化を図ります。
○各市町村への相談は…
○県への相談は…

大分県中央児童相談所（大分市桂隈） 代表電話 097-544-2016 *平成22年4月変更
大分県中津児童相談所（中津市中央町） 代表電話 0979-23-2025

○具体的な取組

(1) 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応

- ① 産科・小児科・行政の連携により、支援が必要な妊産婦に対し、産前から保健指導を受ける機会を提供することにより、子育て不安の解消を図る取組を充実します。
- ② 乳児のいる家庭に対する全戸訪問事業を推進し、虐待のおそれがある家庭の把握やそのリスクの低減を図ります。
- ③ 育児不安の強い親や虐待のおそれが高い家庭に対し、定期的な訪問による養育支援を行う取組を推進し、児童虐待の未然防止を図ります。
- ④ 虐待の未然防止・早期発見や、地域でのきめ細かな在宅支援の体制を整備するため、市町村職員や保健師、保育士等に対する研修を実施します。
- ⑤ 市町村を中心に地域の関係機関で構成される「要保護児童対策地域協議会」を活用し、在宅での支援や虐待の早期発見など関係機関との連携強化を図ります。

(2) 児童相談所の体制強化

- ① 平成22年4月から、中央児童相談所を「大分県こども家庭相談支援センター（仮称）」として施設の建て替えと組織の再編整備を行うとともに、施策の企画立案や関係機関との連絡調整、市町村等への後方支援等に取り組む、企画調整機能の充実を図ります。
- ② 対応が難しい重篤な虐待事例等にも適切に対処できるよう、また、様々な相談に専門的な関わりができるよう、専門研修を実施し、職員の資質向上を図ります。
- ③ 心理的・精神的問題を抱える子どもに対する継続的なケアや、適切な家族関係の修復を目指す保護者への心理的ケアと指導を充実させるため、児童心理司等の質的、量的確保と医療などの専門機関との連携強化に努めます。
- ④ 一時保護所で保護されている子どもへの教育、医療的、心理的支援や生活環境の充実を図るとともに、他の施設等で一時保護されている児童についても同様に適切な支援を行えるよう体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待の重大事例に関する検証等

虐待による死亡事件など重大事例に対し、医療や法律、児童福祉等関係の専門家による検証委員会を適宜実施し、専門的技術的な助言・指導の下、事件の要因を検証するとともに、再発防止策を講じる等の対応に努めます。

第2節 社会的な養護の場の充実

◆ポイント

☆ さまざまな事情で親や家族と離れて生活する子ども達に、それぞれ状況や状態に応じた支援を適切に行うとともに、安心して学び、暮らせる環境を提供します。

◆トピック

「里親」制度について

親の病気や離婚などさまざまな事情で親と離れて生活しなければならない子どもたちを社会が責任を持って養育・保護するしくみを「社会的養護」といいます。

社会的養護にはいくつか制度がありますが、家庭的な環境で養育を行うのが「里親」制度です。

里親とは、家庭で生活できなくなった子どもを自分の家庭に迎え入れ、あたたかい雰囲気のなかで、豊かな愛情を持って心身ともに健全に養育してくださる方のことです。

里親になるためには、①心身ともに健全であること、②子どもの養育についての理解と熱意を持ち、子どもに対して豊かな愛情を持っていること、③経済的に困窮していないこと等の要件のほかには、特別な資格は必要ありません。

養育をお願いする期間は、数日間から数年間までさまざまです。

また、平成20年(2008)度から新たに「ファミリーホーム」という制度も設けられました。

養育する方が3人以上いれば、ご自宅で5~6人の子どもたちを同時に受け入れていただくことができます。

なお、現在、児童養護施設などに入所している子どもを盆、正月などに、短期間預かる「トライアル里親制度」も実施しています。

県では、里親を体験してみたい方を広く募集しており、詳しくは、各児童相談所へお問い合わせください。

○問い合わせ先

中央児童相談所 電話 097-544-2016(24時間対応)

中津児童相談所 電話 0979-22-2025(24時間対応)

◆みんなの声

○具体的な取組

(1) 家庭的養護(「里親」「ファミリーホーム」)の推進

- ① 親元を離れて生活する子どもが、生まれ育った地域で安心して暮らせるよう、1中学校区1里親を目標に、里親登録者の新規開拓を行うとともに、里親受託率の向上を図ります。
- ② 里親の下で生活する子どもが、安心して新しい環境になじめるよう、里親に対する研修を行い、里親の資質向上や専門知識の修得を支援するとともに、里親のための養育マニュアルの作成についても検討します。
- ③ 里親に対する支援体制の充実を図るとともに、里親が地域の理解と協力を得られるよう、里親制度に対する理解促進に努めます。
- ④ 里親委託率の低い中高生の家庭的養護の推進や、児童養護施設がない地域での受け入れ先を確保するため、養育実績の高い里親等による「ファミリーホーム」の立ち上げ支援を行うなど、「ファミリーホーム」の設置促進を図ります。

(2) 児童養護施設等における機能強化

- ① 各児童養護施設等で中心的役割を担う職員（以下「基幹的職員」という）を養成し、施設職員としての専門性や資質の向上を図ります。
- ② 心理ケアや治療・療育の必要な子どもに対し、日常生活を通じたよりきめ細かな支援が可能となるよう、「地域小規模児童養護施設」等の整備を促進し、ケア形態の小規模化を図ります。
- ③ 「家庭支援専門相談員」を活用し、施設に入所する子どもの家族関係の修復や、家庭復帰を積極的に推進します。
- ④ 「トライアル里親事業」を活用し、施設に入所している子どもに対する家庭体験の機会提供を促進します。

(3) 家庭支援機能等の強化

緊急的な保護への対応や、地域の子どもに関する相談、家族への指導、児童相談所はじめ関係機関との調整など、「児童家庭支援センター」の機能強化を図ります。

(4) 子どもの自立支援の強化

- ① 「児童自立支援施設」に学校教育の導入を図るとともに、施設の環境整備を行います。
- ② 「情緒障害児短期治療施設」の県内設置に努めます。
- ③ 「自立援助ホーム」の充実を図るとともに、関係機関との連携体制の構築を支援します。

(5) 施設や里親の下で暮らす子どもの権利擁護と虐待の防止

- ① 児童養護施設や里親等で暮らす子どもたちのための「虐待防止マニュアル」を作成し、施設職員や里親等への周知徹底を図るとともに、子どもたちが気軽に相談できる環境づくりや苦情解決体制の整備を行います。
- ② 児童養護施設や里親等の下で生活する子どものための「こどもの権利ノート」の活用の徹底と必要な見直しを行います。
- ③ 児童養護施設の児童会等を活用し、子どもが意思表明できる機会の充実を図ります。

* * * 数値目標 * * *

項目	単位	20年度末現状値	26年度末目標値
里親委託率	%	15.3%	20.0%
「ファミリーホーム」設置か所数	か所	0か所	3か所
児童養護施設における「基幹的職員」数	人	0人	14人
「地域小規模児童養護施設」設置か所数	か所	1か所	4か所
「児童家庭支援センター」か所数	か所	2か所	3か所
「自立援助ホーム」か所数	か所	1か所	2か所

第3節 ひとり親家庭への支援

◆ポイント

- ☆ 物心とともに安定した生活が送れるよう、母子家庭及び父子家庭それぞれ固有の悩みやニーズに応じた支援を提供します。
- ☆ 生活環境の変化等による子どもたちの不安や悩みに対するケアを行います。

◆トピック

「ひとり親」家庭への支援サービス

<サービス>

○児童扶養手当

児童の心身の健やかな成長に寄与するため、父親と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に支給される手当です。

◎手当の月額 *所得に応じ決定

子1人 41,720円（全部支給）、41,710円～9,850円（一部支給）

◎加算額 2人目 5,000円、3人目以降1人につき3,000円

○資金の貸付（母子寡婦福祉資金）

母子家庭等の経済的自立を支援するため、「母子福祉資金」又は「寡婦福祉資金」において、低利で貸付を行っています。

○ひとり親家庭医療費の助成

大分県独自の取組として、母子家庭及び父子家庭を経済的に支援するため医療費の助成を行っています。

○自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が職業能力開発のために教育訓練の講座を受講したときに、教育訓練に要した経費の4割を給付します。

<相談窓口>

○大分県母子福祉センター

○母子自立支援員

○母子家庭等就業・自立支援センター

○無料法律相談

◆みんなの声

○具体的な取組

(1) 子育てや生活支援の充実

① 相談事業の充実

ア 「大分県母子福祉センター」において、弁護士による専門相談をはじめ、子育てや生活、就業等に関する相談や情報提供を行います。

イ 地域における総合相談窓口として、県内市町村（大分市を除く）に「母子自立支援員」を配置し、子育てや生活、就業等に関する相談や自立に向けた支援を行います。

ウ ひとり親の抱える様々な悩みや課題に的確に対応できるよう、母子自立支援員をはじめ相談従事者を対する研修を実施し、資質の向上を図ります。

② 保育サービス等の充実

子どもをケアする担い手が少ないことが子どもの健全育成や親の就業を制約する要因となるよう、保育所や放課後児童クラブの優先的利用や、延長保育や休日保育、一時保育、病児病後児保育の実施拡大に努めます

③ 子育て支援サービスの充実

ア 就業活動のほか、病気や冠婚葬祭など一時的に生活や子育てへの支援が必要となった場合、家事、介護、保育サービス等を行う「家庭生活支援員」を居宅に派遣します。

イ 子育てや健康面の悩みについて気軽に相談できるよう、生活支援講習会や電話相談を実施します。また、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談しあえる場を設けるとともに、ひとり親家庭の子どもたちの不安や悩みに対するケアについても配慮します。

④ 生活支援の充実

ア 母子生活支援施設に入居する母子家庭の自立を促進するため、施設や関係機関との連携を深め、機能の充実を図ります。

イ 県営住宅への優先的入居を進めるとともに、市町村営住宅における優先的入居の実施について市町村に働きかけます。

(2) 就業支援の推進

① 一貫した就業支援サービスの提供

「大分県母子家庭等就業・自立支援センター」において、就職相談や就業支援講習会の実施、求人情報の提供、職業の斡旋など一貫した就業支援サービスをハローワークや大分県消費生活・男女共同参画センター（アイネス）との連携により提供します。

また、地域では母子自立支援員がハローワークと連携し、就業相談等の支援を行います。

② 能力開発への支援

ア 母子家庭の母が、ホームヘルパーや栄養士等の資格を取得する等職業能力を身につけるための講座を受講する場合、費用の一部について訓練給付金を支給します。

イ 母子家庭の母のうち、看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得が見込まれる者等について、高等技能訓練促進費を支給します。

ウ 保育園に子どもを預けて職業訓練を受講する場合、保育料の一部助成を行います。

③ 母子福祉団体等への優先的な事業発注の推進

県庁舎等公共的な施設内における売店、自動販売機の設置や物品購入等における随意契約の際には、大分県母子・寡婦福祉連合会等への優先的な許可や発注について配慮します。

(3) 養育費確保の推進

養育費の取り決め手続き等について母子自立支援員がサポートを行うとともに、弁護士による無料法律相談を実施します。また、市町村の窓口等において、養育費の取得手続きや相談窓口を記載したリーフレットを配布するなど情報提供に努めます。

(4) 経済的支援の充実

① 児童扶養手当の適正な支給や、母子寡婦福祉資金（修学・修業、生活資金等）の適正な貸し付けに努めるとともに、市町村と協力し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行います。

③ ひとり親家庭が負担した医療費の一部を助成する市町村や、乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、補助を行います。

第4章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

第4節 障がい児への支援

◆ポイント

☆ 障がいのある子どもの育ちや、一人ひとりの適性に応じた社会的・職業的自立を支援します。

◆トピック

「障がい者総合相談センター（仮称）」の紹介記事

現在、大分市玉沢にある「大分県精神保健福祉センター（愛称：ハートコム）」を、身体・知的・精神の3障がいに対する一体的な質の高い福祉サービスを提供し、発達障がいや高次脳機能障がいなどにもワンストップで対応できる中核的・専門的期間として新たに整備し、機能強化を図ります。（開設予定時期：平成22年4月）

◆みんなの声

実の会賛勧勵支業源子薦用細據、アバ体ヨ [一やく才耐支立自・薦用華旗家子母附合大] 南県伏大学モ一マーロハテヨーセ耐支業源子J貢一ト公鑑録の業據、其掛の御書人未、謹
。ナホJ夷費りもコ典據のヨ (スネット) 一やく才画等同共文裏・群走費
。ナホJ行き歸支の砂利耕業源、ノ耕板カヘアーロハ取貴體支立自手損カヨリ御虫、六主
船支のヘ豪闊大頭。⑤
。ナホJ此中才業源那帶る下情頃を御賣の草土養榮タヘホヘ一本、林坂の蘿寒千坂、ア
。ナホJ御支モ金付御細據アリヘヨ體一の租費、合懸る十萬受モ通期ひめお
。ナホJ御支モ金付御細據アリヘヨ體一の租費、合懸る十萬受モ御細據アリヘヨ
。ナホJ御支モ齊並御細據遊高、アバヘ
。ナホJ行き御課體一の林育税、合懸る十萬受モ御細據アリヘヨ才御育税、也
。御細據意蘭さセヨ才御品轉子獨身の御表頭體自、吉志ルナヨヨ内難藏少納公夢寄官限
。ナホJ御頭アリヘヨ才御夢子瓦荷公御求夢ヘ公夢合御御細據、子供御堂大、也コ御

○具体的な取組

(1) 早期発見・早期療育の推進

- ① 心身の発達について、継続的な指導を要する乳幼児や障がい児に対して巡回療育相談を定期的に実施するなどその充実に努めます。
- ② 地域の療育指導の拠点として、児童デイサービスを充実します。
- ③ 親の会の療育活動や相談活動を推進するとともに、親子の絆の形成を支援します。

(2) 相談支援体制の充実

- ① 適切な療育方法や保健・医療・福祉に関する情報提供を行うとともに、市町村や関係相談支援事業所と連携して相談支援体制を整備します。
- ② 障がい児のニーズに対応した保健・医療・福祉・教育などの多様なサービスを総合的に提供するため、相談支援従事者の資質の向上を図ります。

(3) 福祉サービスの充実

- ① 障がい児を対象とした居宅支援ホームヘルプサービスやショートステイによる在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ② 児童デイサービス及び保育所などへの個別指導や職員の研修を通じて障がい児の療育技術の向上を図ります。
- ③ 肢体不自由児施設や重症心身障害児施設、知的障害児施設等により、障がいの種別や程度に応じた専門的な治療や訓練などの提供に努めます。
- ④ 子どもの傷病の早期治療を促進するとともに、子育て家庭の医療費負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。
- ⑤ 障がい児の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を支給します。

(4) 発達障がい児への支援

- ① 発達障がいに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発達障がいに関する専門家の養成や、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の連携を図るなど、早期発見・早期療育や個々のライフステージに応じた支援のための体制整備に努めます。
- ② 幼稚園、小・中学校、高等学校に、学習障がい（LD）等の児童生徒に対する支援方法を検討するため、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等から構成される校内委員会の設置をすすめます。
- ③ 通常の学級に在籍する学習障がい（LD）等の児童生徒の教育的な支援が行えるよう、専門性を備えた教員を配置した通級指導教室の設置をすすめます。

(5) 特別支援教育の推進

- ① 障がいのある児童、児童生徒一人ひとりニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した的確な支援を行うため、福祉・医療等の関係機関と連携して個別の教育支援計画の作成・活用を推進します。
- ② 特別支援学校教員の専門性を向上させるため、特別支援教育に関わる免許取得を推進し、児童生徒の障がいの重度・重複化に対応した教育や支援の充実を図ります。
- ③ 特別支援学校における、小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある児童、児童生徒等への指導、福祉・医療等の関係機関との連絡・調整等、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ります。
- ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中学校、高等学校に学校内の支援や他機関の支援の調整を行う特別支援教育コーディネーターを置き、障がいのある児童、児童生徒に対する支援を行います。

* * * 数値目標 * * *

項目	単位	20年度末現状値	26年度末目標値
児童デイサービス事業所	か所	16か所	24か所
特別支援学校教諭免許状の保有率 (小・中学校)	%	27%	90%

第5節 いじめや不登校・ひきこもりへの対応

◆ポイント

- ☆ 子どもの不登校等の悩みを気軽に相談できる場所が、学校や教育事務所など身近にできます。
- ☆ 子どもたちがスクールカウンセラーに、成績など学校の評価と関係なく自分の悩みを気軽に相談できます。
- ☆ 進学する際の不安を解消できます。

◆トピック いじめや不登校で悩んだら、ご相談ください。

○いじめ・不登校対策相談室

いじめ・不登校対策相談室では、地域に密着した相談窓口として、いじめや不登校の問題に限らず、ご家庭での子育てや学校での教育のことなど、相談員が悩みの解消のお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

管内	電話番号	所在地
中津教育事務所管内	0979-25-2212	中津市中央町 1-5-16
別府教育事務所管内	0977-67-6396	別府市大字鶴見字下田井 14-1
大分教育事務所管内	097-506-5926	大分市府内町 3-10-1
佐伯教育事務所管内	0972-22-1818	佐伯市長島町 1-2-1
竹田教育事務所管内	0974-63-2189	竹田市山手 1501-2
日田教育事務所管内	0973-23-7631	日田市城町 1-1-10

○大分県教育センター

「いじめ・不登校相談」

不登校、いじめ、進路・適性、日常生活上の諸問題に関すること

○来所相談：月曜日～金曜日（9：00～17：00）（予約制：事前に電話連絡）

○電話相談：月曜日～金曜日（9：00～17：00）

097-569-0118（内線109～111）

097-503-8987、097-569-0829（直通）

○Eメール相談：随時（アドレス： soudan@edu-c.pref.oita.jp ）

また、学校に行きたいのになぜか不安で行けない。そのような子どもたちの心の疲れを癒す場として、適応指導教室「ポランの広場」を開設しています。広場での活動を通じて、子どもたちは「生きる力」をつけ、「自分の生き方」を見つけ、再登校や進学・就職へと歩みだしています。詳しくは、上記相談窓口にお問い合わせください。

◆みんなの声

スクールカウンセラーの声 ~県政ふれあいトークから~

- ・ 子どもは、悩みがあってもなかなか身内には話さない。外部の、秘密を守ってくれる人に相談する。相談を受けたときに支える体制をつくるあげると、子どもは更に心を開き、気持ちも前向きになる。

○具体的な取組

(1) いじめ・不登校への支援

- ① いじめや不登校に関する相談体制を強化するため、教職員、児童・生徒及びその保護者の相談に応じ、指導や助言を行う「いじめ不登校対策相談員」を配置し、小学校を中心に巡回相談や訪問相談を実施します。
- ② 子どもたちの気持ちに寄り添った相談を行うため、小学校・中学校・高等学校に臨床心理士等によるスクールカウンセラーを配置するとともに、その活用を図ります。
- ③ いじめの予防や早期解決を図るため、アンケート等による実態調査を行うほか、必要に応じて個別面談等を実施するなどの対応を行います。
- ④ 幼稚園から小学校に、あるいは小学校から中学校に進む子どもたちの不安を解消し、移行がスムーズに行われるよう、学校や園の連携充実を図ります。
- ⑤ 不登校児童生徒への支援を行うため、不登校児童への支援を行う「教育支援センター」の機能を充実するとともに、学校、家庭、関係機関等が連携した地域ぐるみのサポートネットワークを整備します。

(2) ひきこもり等への支援

ひきこもり・ニート、不登校状態にある青少年やその家族等への支援を行っている「青少年自立支援センター」について、青少年の問題に関する中核機関である「子ども・若者総合相談センター」となるよう機能拡大を図り、教育委員会だけでは対応が困難な青少年に対し、包括的な支援を行います。

* * * 数値目標 * * *

項目	単位	20年度末現状値	26年度末目標値
小学校における不登校児童の出現率	%	0. 35	0. 25
中学校における不登校児童の出現率	%	2. 95	2. 10

